

Q&A

領事部へ寄せられる「よくあるご質問」と回答のページです。

日本の旅券保持者は イスラエルを観光で訪れる際ビザの申請が必要ですか。

90日以内の短期滞在において、事前のビザ申請は不要となります。ただし、2025年1月よりオンライン渡航認証システム「ETA-IL」の申請が必須となりますので、当館ウェブサイト「ETA-IL」特設ページをご確認ください。

短期滞在ですが 現地で報酬を得る予定です。ビザの申請は必要ですか。

給与の受け取りが発生する場合におきましては、90日以内の短期滞在であっても就労ビザの申請が求められることがあります。ビザの種類については、事前に受け入れ先へご確認をお願いいたします。

家族がイスラエルに駐在する際の 帯同家族のビザ手続きについて教えてください。

イスラエルでの滞在目的や保有ビザにより、帯同されるご家族のビザ条件が異なります。詳細についてはイスラエル大使館領事部までお問合せください。
consular1@tokyo.mfa.gov.il

イスラエルでボランティアを行う際 どのようなビザ手続きが必要ですか。

当館にてB4ボランティアビザを発行いたします。
手続き詳細については領事部までお問合せください。
consular1@tokyo.mfa.gov.il

日本に住む外国人で在留カードを保持して います。イスラエルに短期滞在する際 ビザの申請が必要ですか。

日本の在留カードを保持する場合でも、所有旅券に準じたイスラエルへの入国手続きが求められます。国籍によってビザ申請の要否が異なりますので、当館ウェブサイト「領事部」ページより「事前ビザ申請チェックリスト」のリンクをご確認ください。

イスラエルへペットを連れていきたいです。 どのような手続きが必要ですか。

詳細については領事部までお問合せください。
consular1@tokyo.mfa.gov.il

ビザを別紙に発行することは可能ですか。

原則として、別紙でのビザ発行はお受けしておりません。
個別の事例に関しましては領事部までお問合せください。
consular1@tokyo.mfa.gov.il